

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第60回）

日時：令和4（2022）年1月26日（水）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第60回）出席者

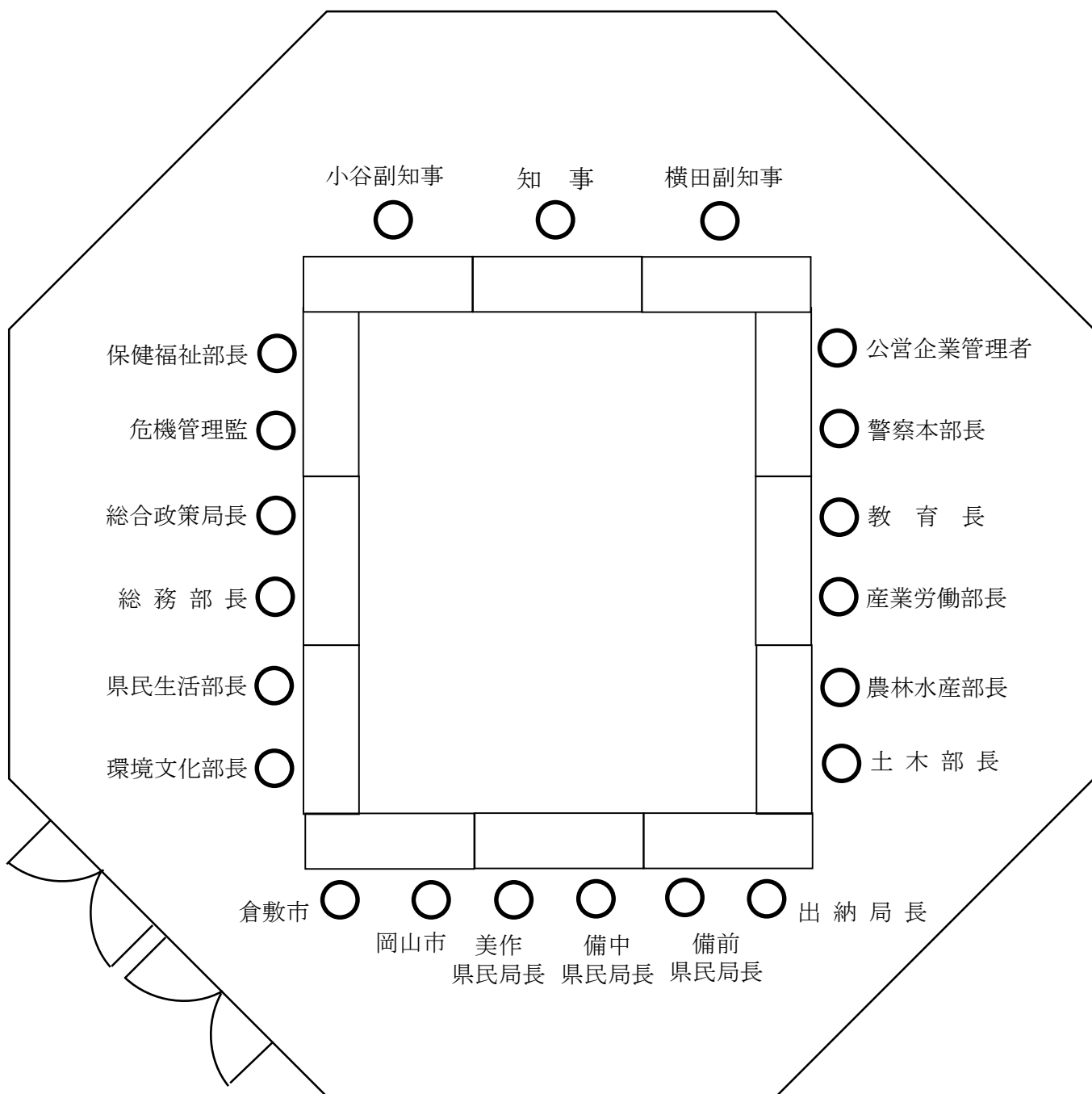
日時：令和4（2022）年1月26日（水）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局 感染症対策担当局長 宮地 千登世	本部員以外
倉敷市総務局防災危機管理室 参事 大本 進	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



資料

新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・ まん延防止等重点措置

○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金
- ・ 「おかやま旅応援割」の割引の停止

○ 土木部関係

- ・ 岡山後樂園の休園

○ 教育委員会関係

- ・ 県立学校における対応

直近1週間の岡山県の状況(1/19~1/25)及びレベル判断

※速報値

総合的判断

レベル2

区分	確保病床利用率		新規陽性者数		PCR陽性率	感染経路不明割合	10万人あたり療養者数	入院率	重症者数	人口10万人あたり自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
	重症者用	10万人あたり	今週先週比							
レベル2の目安	15%	参考	15人	参考						
さらなる警戒強化	30%		30人							
レベル3の目安	50%		参考							
速報値 (1/19~1/25)	32.5% 180床/ 554床	1.5% 1床/ 68床	199.31人 3,763人 (※1)	2.69 3,763人/ 1,400人	18.6% 3,375件/ 18,105件 (※2)	42.4% 939人/ 2,213人 (※3)	187.9人 3,547人	5.1% 182人/ 3,547人	1人	166.1人 3,136人
比較	↑	↔	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↔	↑
時点	1/24		1/19~1/25				1/24			

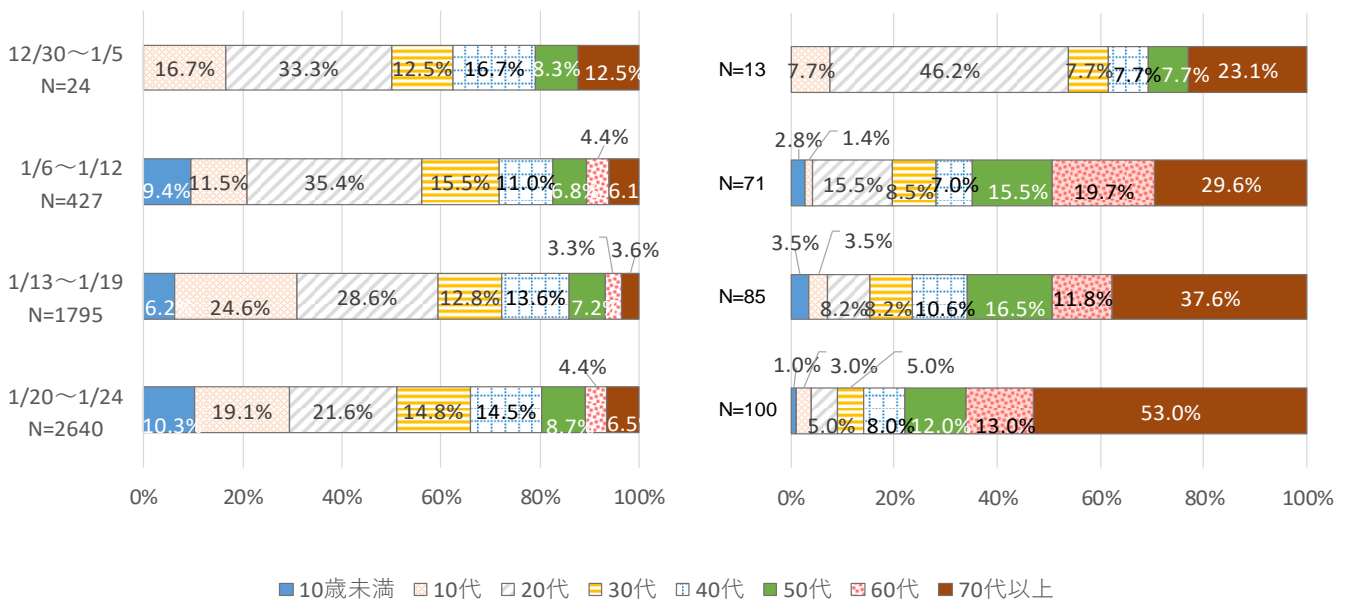
確定値 (1/13~1/19)	<u>11.6%</u> 64床/ 554床	<u>0.0%</u> 0床/ 68床	<u>95.07人</u> 1,795人	<u>4.20</u> 1,795人/ 427人	<u>12.5%</u> 1,795件/ 14,402件	<u>47.5%</u> 853人/ 1,795人	<u>98.0人</u> 1,850人	<u>3.5%</u> 64人/ 1,850人	<u>0人</u>	<u>85.6人</u> 1,616人
--------------------	------------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	------------------------	-------------------------------	-----------	------------------------

- (※1) 新規陽性者のワクチン接種状況については集計中
- (※2) 「PCR陽性率」欄は、1/18~1/24の陽性者数と検査数で算出
- (※3) 感染経路について、調査中のものは算定から除いている

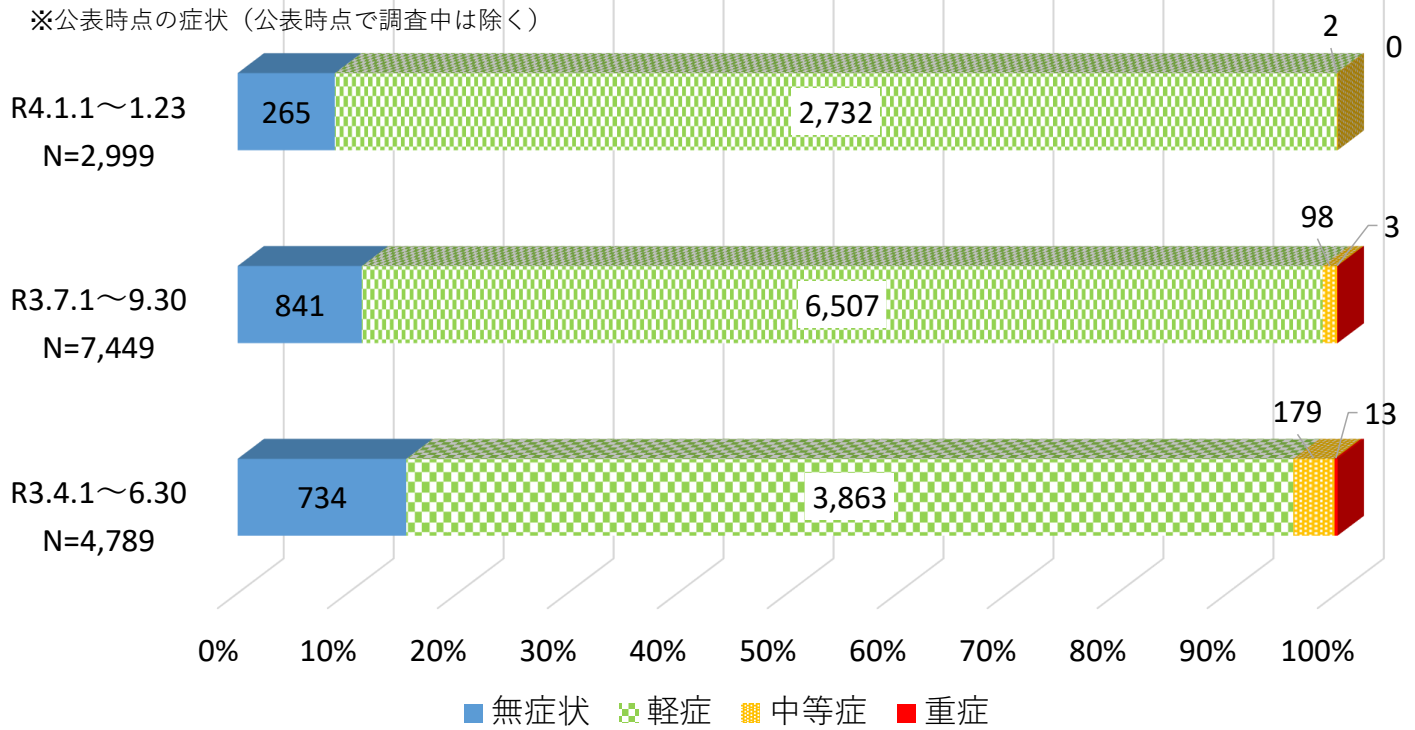
新規感染者における年代別の入院状況

新規感染者の年代別構成

入院者の年代別構成



陽性者の症状別割合



オミクロン株は、デルタ株に比べ感染拡大のスピードが極めて速い一方で、基礎疾患や肥満を有しない50歳未満の人の多くは感染しても症状は軽く、自宅療養で軽快 ⇒ **軽症者には効率的に、ハイリスク者にはきめ細かく対応**

※専門家有志「オミクロン株にふさわしい効果的な対策」(2022.1.21公表)

県保健所における自宅療養者健康観察の重点化

新規陽性者及び濃厚接触者の急増により、保健所や自宅療養サポートセンターがひっ迫していることから、リスクの高い方を優先して、フォローアップを行う。

陽性者

優先観察対象者

- ・重症化リスクのある方
後期高齢者
基礎疾患を有する方等
- ・有症状の方
38℃以上の熱が継続
咽頭痛 等
- ・SPO2が96%未満

左記以外の方

- 原則として、
- ・アプリへの入力情報を確認し、悪化傾向時は電話確認
 - ・入力のない方やアプリを利用されていない方は電話による体調確認
 - ・電話相談は24時間体制を継続

濃厚接触者

- ・濃厚接触者認定時に、保健指導、外出自粛のお願いを行うとともに、予め緊急連絡先を案内
- ・優先観察対象者を選定するため、重症化リスクのある方に限定し検査実施
- ・電話相談は24時間体制を継続

上記と同時に、保健所及び自宅療養サポートセンターの体制拡充を図る

岡山県
新型コロナウイルス感染症
オミクロン株特別警戒期間
(1月26日改定版)

2022. 1. 26

変更点

■ 期 間

オミクロン株特別警戒期間	オミクロン株特別警戒期間 (1月26日改定版)
○期間：1月13日(木)～1月31日(月)	○期間：1月13日(木)～1月26日(水)

岡山県 新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

2022. 1. 26

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

岡山県 新型コロナウイルス感染症
まん延防止等重点措置

- ① 措置区域 岡山県全域
- ② 要請期間 2022年1月27日（木）～2月20日（日）

〔特措法第31条の6第2項に基づくもの〕

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 外出する必要がある場合にも、混雑した場所や感染リスクが高い場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 発熱等の症状がなく、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住者は、無料検査を受検すること

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ワクチンの接種を受けること

2



© 岡山県「ももち」

岡山県 まん延防止等重点措置期間 4つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★ **会食は 4** 人以下2時間以内で、家族や毎日顔を合わせている人たちと

★ **3** 密は一つの密でも避けて、手洗い、換気を徹底

★ **不要不急の都道府県間の移動、特に感染拡大地域との往来は極力控え、**

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

移動前後 2 週間は体調管理に気を付けて

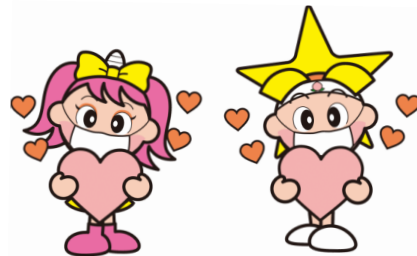
★ **ワクチン接種後も 1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを **0** に近づけよう！

※感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

3

思いやりのルール「マスクコード」



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○不織布マスクを正しく着用

不織布マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

4

●飲食店等への要請等

<協力金対象>

対象施設

【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）

【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等

要
請
内
容

【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 **命令、過料の規定あり**

【認証店】 ※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（p.11参照）の認証店

①または②のいずれか一方とすること（当初の選択を要請期間中は継続すること）

① 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から21時までに短縮）

酒類の提供は11時～20時までとすること（利用者による酒類の店内持込みを含む）

② 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）

酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）

※通常営業時間が20時を超え21時までの店舗は、通常どおりの営業時間を選択することも可能だが、酒類提供は11時～20時までとすること（協力金対象外）

【認証店以外】

営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）

酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）

【特措法第24条第9項に基づくもの】

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く）とすること

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

マスク会話実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）

アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底

手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第5条の5各号の措置を徹底

業種別ガイドラインの遵守を徹底

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請等」の対象外だが、「施設等への要請等」（p.6参照）の対象となる

➢ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

5

● 施設等への要請等

<協力金対象外>

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 【床面積が1,000㎡超】
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	【法に基づかない働きかけ】 【床面積が1,000㎡以下】
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、ネットカフェ、マンガ喫茶等	○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○入場者に対するマスク着用の周知
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、葬祭場等	【特措法第24条第9項に基づくもの】
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	【床面積1,000㎡超、1,000㎡以下共通】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	【法に基づかない働きかけ】 【床面積1,000㎡超、1,000㎡以下共通】 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む）
博物館等	博物館、美術館等	

6

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

● 県内でのイベントの開催について【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超)
人数上限	5,000人	20,000人
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件
条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

- ※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象
- ※ ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない
- ※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと

7

●各団体等に特にお願いしたいこと

＜事業者の皆様への協力要請等＞ *実施状況を積極的に公表してください

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 業種別ガイドラインの遵守
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること
- 高齢者や基礎疾患を有するなど重症化リスクのある従業員、妊娠している従業員及び同居家族にそうした者がいる従業員については、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不安を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」及び「感染リスクが高まる5つの場面」を避ける行動を徹底すること
- 特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守と周知
- 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者（新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の別添参照）及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続すること

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

8

＜学校への協力要請＞

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 中学校・高等学校・大学等においては、オンライン授業など授業方式の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 飲食の際は、黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させず、早期の受診を促すこと

＜保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への協力要請＞

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県作成）、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」（R4.1.24 厚生労働省通知）及び「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ」（R4.1.24 内閣府・厚生労働省通知）などに沿った感染防止策を徹底すること
- 飲食の際は、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させず、早期の受診を促すこと

8

9

＜社会福祉施設・医療施設等への協力要請＞

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 食事は黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下(介助者等を除く)、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- 面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- 入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、8か月以上の経過を待たずに接種間隔を前倒して迅速に接種を進めること

10

＜参考＞

＜岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業＞

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

11

岡山県のまん延防止等重点措置の取組に係る意見書

令和4年1月25日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

年明け以降、全国的にオミクロン株への置き換わりが急速に進んでおり、岡山県では、1月13日から1月31日を「オミクロン株特別警戒期間」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請や、協力依頼を県民や事業者等に行ってきております。

しかしながら、職場や学校等でクラスターが頻発するなど、新規感染者数は第5波を超えるスピードで急増し、連日、過去最多を更新しております。重症者数は少ないものの、病床使用率が1月23日時点で28.9%となるなど、このままの状況が続けば、先行して急増した他県と同様に高齢者の重症者が増加するとともに、多数の医療従事者が陽性者や濃厚接触者となり、医療提供体制が危機的な状況に陥り、救える命が救えなくなることを危惧しております。

一刻も早く、現下の感染拡大を抑えることが必要であり、そのためには、現下の危機感を行政と県民が共有しながら、感染リスクの高い接触の機会のさらなる削減や、基本的な感染防止策の再徹底など、強い対策を講じていくことが必要と考えております。また、重症者の減少などで効果が認められる、ワクチン接種を積極的に進めていくべきであると考えております。

このため、本日、国において、岡山県がまん延防止等重点措置区域となることが決定されたところですが、意見照会のあった「岡山県新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」による県民等への要請は妥当であると認めます。

岡山県感染症対策委員会委員長

松 山 正 春

岡山県時短要請協力金（第8期）

要請地域：岡山県全域 要請期間：令和4年1月27日(木)から令和4年2月20日(日)

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業の「認証店」と「認証店以外」で内容が異なります

支給要件

(全てを満たすこと)

認証店	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店(以下「飲食店等」という。)の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケ店を含む)(令和4年1月26日(水)以前から営業しており、かつ、令和3年10月以降に継続的な営業活動をしている飲食店等に限る(※1)) 次の①又は②のいずれか一方を選択し、協力すること。当初の選択を要請期間中は継続すること(※2) <ol style="list-style-type: none"> ①通常の営業時間が5時～21時を超えている飲食店等は営業時間を5時～21時までに短縮し、かつ、酒類の提供は、11時～20時までとすること(利用者による酒類の店内持込み含む) ②通常の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等は営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む) 要請期間中の全ての日において、裏面「飲食店等への要請」の「要請内容」に全面的に協力すること(※3) 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと
認証店以外	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店等の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケ店を含む)(令和4年1月26日(水)以前から営業しており、かつ、令和3年10月以降に継続的な営業活動をしている飲食店等に限る(※1)) 通常の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等は、営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む) 要請期間中の全ての日において、裏面「飲食店等への要請」の「要請内容」に全面的に協力すること(※3) 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

※1 継続的な営業活動とは、店内での飲食提供を目的に継続的に開店していることをいう。(申請時に確認資料の提出を想定)

※2 要請期間中に認証を取り消された場合、全期間協力金の支給対象外となる。

※3 **遅くとも1月30日(日)から協力を開始すること**

支給額等

(1店舗あたり)

	協力内容	協力金の単価(1日あたりの支給額)	
		中小企業等 (売上高方式)	大企業 (売上高減少額方式)
認証店	通常の営業時間が5時～21時を超えている飲食店等 ・営業時間を5時～21時まで短縮 ・酒類の提供は11時～20時まで	2.5万円～ 7.5万円	売上高減少額×4割 (上限額：20万円又は 売上高×3割のいずれか低い額)
	通常の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等 ・営業時間を5時～20時まで短縮 ・酒類の提供は行わないこと	3万円～ 10万円	売上高減少額×4割 (上限額：20万円)
認証店以外	通常の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等 ・営業時間を5時～20時まで短縮 ・酒類の提供は行わないこと	3万円～ 10万円	売上高減少額×4割 (上限額：20万円)

上記の表は、協力内容と協力金の額との関係をだまかに整理したものです。実際の支給は支給要件全てを満たす必要があります。

※ いずれの方式も、売上高(消費税及び地方消費税を除く)から要請の対象外となる売上(イートイン以外(テイクアウト、宅配など)、旅館・ホテルの飲食店等における宿泊者の飲食代など)を除くこと

※ 中小企業等も、大企業の方式(売上高減少額方式)を選択可能

※ 通常の営業時間が5時～21時を超えており、全期間協力に応じている認証店が、1日でも営業時間を5時～21時まで短縮し、かつ、酒類の提供は11時～20時までとした場合、協力金の単価は、全期間2.5万円～7.5万円となります。要請期間中に認証店となった場合や認証を取り下げた場合も同様です。

<協力金に関すること>

岡山県時短要請協力金コールセンター (番号を変更しています)

TEL 086-226-7005 (平日9:00～18:00)

※1月29日(土)及び30日(日)は受付(9:00～17:00)

<第三者認証に関すること>

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業事務局

TEL 086-222-5611 (平日9:00～17:00)

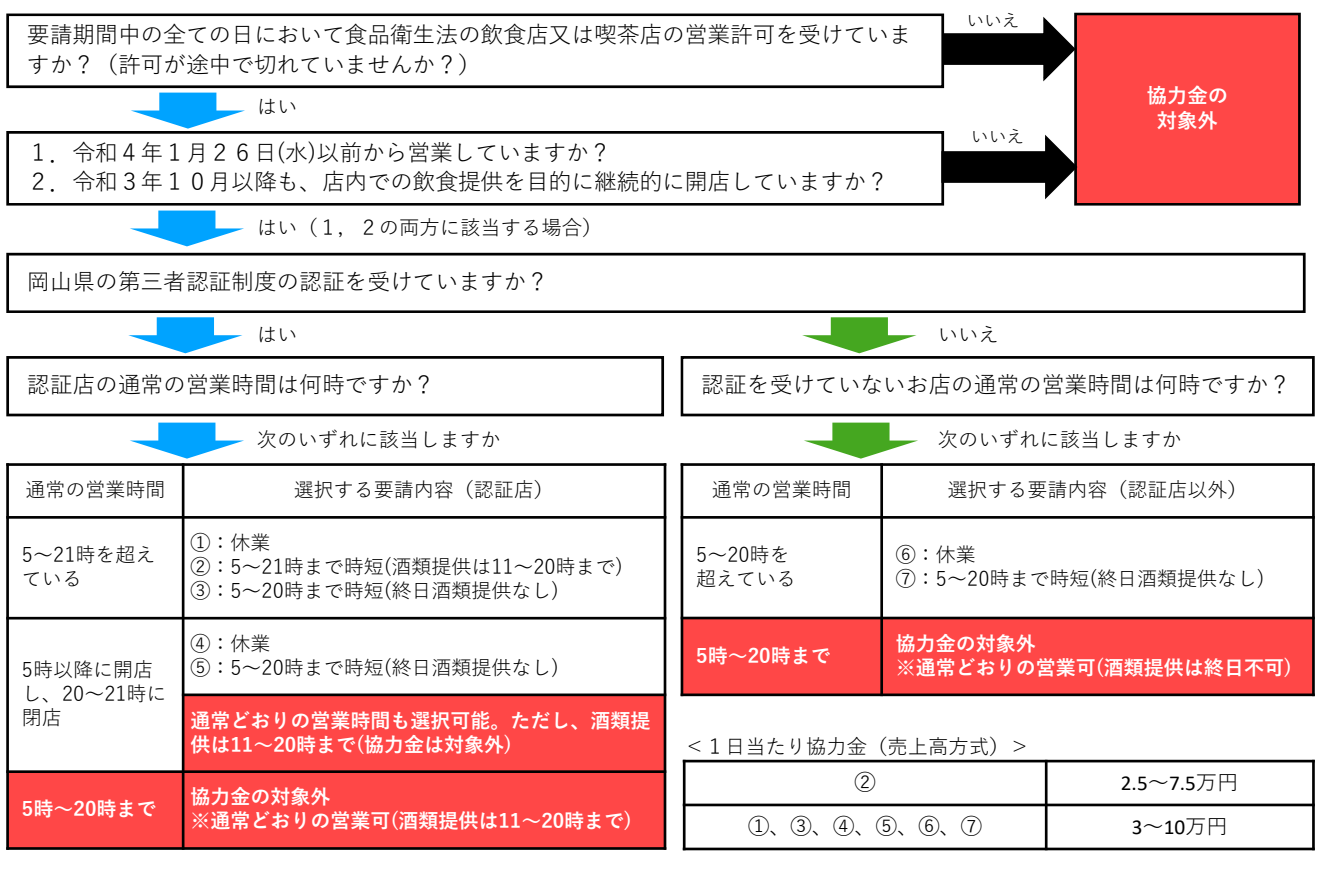
※1月29日(土)及び30日(日)は受付(9:00～17:00)

飲食店等への要請

対象施設	<p>【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等</p>
要請内容	<p>[特措法第31条の6第1項に基づくもの] 命令、過料の規定あり</p> <p>[認証店]</p> <p>①または②のいずれか一方とすること（当初の選択を要請期間中は継続すること）</p> <p>① <input type="checkbox"/> 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から21時までに短縮） <input type="checkbox"/> 酒類の提供は11時～20時までとすること（利用者による酒類の店内持込みを含む）</p> <p>② <input type="checkbox"/> 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮） <input type="checkbox"/> 酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）</p> <p>※通常営業時間が20時を超え21時までの店舗は、通常どおりの営業時間を選択することも可能だが、酒類提供は11～20時までとすること（協力金対象外）</p> <p>[認証店以外]</p> <p><input type="checkbox"/> 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮） <input type="checkbox"/> 酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）</p> <p>[特措法第24条第9項に基づくもの]</p> <p><input type="checkbox"/> 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下(乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く)とすること ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない</p> <p><input type="checkbox"/> マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底</p> <p><input type="checkbox"/> 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第5条の5各号の措置を徹底</p> <p><input type="checkbox"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底</p>

※ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請」の対象外です。

岡山県時短要請協力金（第8期）支給対象判定フロー図



申請方法

- 早期支給（詳しくは早期支給のチラシをご確認ください）
 ＜受付期間＞令和4年1月27日（木）から2月7日（月）まで ＜支給額(一律)＞36万円/店舗
- 本申請（早期支給対象外の方や、早期支給を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います）
 ＜受付開始時期＞令和4年2月下旬予定

岡山県時短要請協力金 早期支給のご案内

第8期（1月27日～2月20日要請分）

営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける飲食店を運営する中小企業等を対象に、要請期間終了後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給します。

（早期支給申請は、1事業者1回に限ります。）

- 早期支給の申請者は、必ず本申請（2月下旬予定）が必要です。
- 早期支給の申請をせず、本申請のみ申請することも可能です。

◆早期支給の主な要件

- (1)中小企業及び個人事業主（※大企業は対象外）
- (2)本申請を「売上高方式」で申請する者
- (3)過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること
- (4)要請期間の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること
- (5)令和4年1月26日以前から営業しており、かつ、令和3年10月以降も継続的な営業活動をしている飲食店であること
（※詳細は、県HP又は申請要領をご覧ください）

岡山県時短要請協力金



【ご注意】要請期間中に、岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業における認証店となった場合

通常の営業時間が5時から20時超21時までの店舗については、認証後、通常の営業時間に戻すことや酒類の提供も11時～20時まで可能です。ただし、これらの場合は協力金の対象外となりますので、早期支給分の協力金は返還していただきます。

早期支給額

岡山県全域：1店舗あたり 36万円（一律）

※申請書類に不備がない場合、概ね1週間程度で順次支給予定

受付期間

令和4年1月27日（木）～2月7日（月）

（※電子申請は1月27日（木）10時頃受付開始）

申請書類

- ①早期支給申請書
- ②施設ごとの内訳一覧
- ③誓約書
- ④振込口座の通帳の写し（※振込口座を変更する場合）

申請方法

◆電子申請 早期支給申請用ウェブサイトより申請してください。

※電子申請の方が早く支給できます。

◆郵送申請 【2月7日（月）消印有効】

〈宛先〉〒700-0821

岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル15階

「岡山県時短要請協力金(第8期)早期支給申請受付係」あて

岡山県時短要請協力金（第8期）

早期支給申請要件確認フローチャート

岡山県の要請対象地域内に、岡山県時短要請協力金（第8期）の支給要件を満たす飲食を提供する施設をお持ちですか？

はい

当該施設は、要請する全ての期間に有効（更新予定含む）な飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証をお持ちですか？

はい

①令和4年1月26日以前から営業していますか？
②令和3年10月以降も継続的な営業活動※をしていますか？

はい（①②の両方に該当する場合）

要請期間の全ての日（※遅くとも1月30日（日）から）において、時短営業等の県の要請に全面的に協力いただけますか？

はい

過去に岡山県時短要請協力金（第1期以降いずれか）の受給実績はありますか？

はい

要請期間終了後に受付を開始する本申請を売上高方式で申請しますか？

※大企業は「売上高方式」を選択できないため、早期支給制度の対象外です。

はい

早期支給の対象

早期支給の対象外
(申請できません)

- ※申請内容を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。
- ※支給要件を満たしたこと（県の要請に全期間ご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。
- ※後日、支給要件を満たしていなかったことが判明した場合、早期支給分の協力金は返還していただきます。
- ※継続的な営業活動とは、店内での飲食提供を目的に、継続的に開店していることをいいます。

岡山県 時短要請協力金コールセンター

TEL 086-226-7005

(電話番号が変更となったのでご注意ください)

受付時間 9:00~18:00 (土日・祝は休み)

※1月29日(土)及び30日(日)は受付(9:00~17:00)



「おかやま旅応援割」の割引の停止について

本県における「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、「おかやま旅応援割」を次のとおり停止する。

1 割引停止期間

令和4年1月27日（木）から当分の間

※ただし、経過措置として、2月1日（火）までに出発する旅行については割引を適用する。

2 対 象

岡山県、兵庫県、鳥取県在住者

※広島県、香川県在住者については1月21日（金）から割引停止

3 停止内容

宿泊・日帰り旅行の既存予約分の割引

※観光クーポン券も利用不可

4 キャンセル料

県は、本事業の停止などを理由に既存予約をキャンセルした場合であっても、キャンセル料の補填は行わない。

5 そ の 他

岡山県在住者の兵庫県、鳥取県の割引制度を活用した旅行についても割引停止になる。

岡山後樂園の休園について

新型コロナウイルス感染症オミクロン株のまん延防止の観点から、岡山後樂園を次のとおり休園する。

1 休園期間

令和4年1月27日（木）～2月20日（日）

県立学校における対応について

まん延防止等重点措置が適用されること及び学校でクラスターが頻発し、感染が急速に拡大していることを踏まえ、1月27日（木）から以下のとおり県立学校における感染症対策を強化することとする。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

1 登校

現在の対応	1月27日（木）からの対応
○児童生徒等及び同居の家族に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても登校させない	○児童生徒等及び同居の家族に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても登校させない
二	○時差通学を検討する

2 授業

現在の対応	1月27日（木）からの対応
○感染リスクの特に高い学習活動は <u>他の活動への変更も含めて慎重に検討する</u>	○感染リスクの特に高い学習活動は <u>行わない</u>
○ <u>臨時休業等となった場合にオンライン授業に切り替える</u>	○ <u>感染者が確認された場合は、ただちに学級閉鎖を、感染の広がりが考えられる場合は、学年閉鎖、学校全体での臨時休業等を行い、速やかにオンライン授業に切り替える</u>
○一部の児童生徒が登校できない状況になった場合に授業配信する	○一部の児童生徒が登校できない状況になった場合に授業配信する

3 学校行事等

現在の対応	1月27日（木）からの対応
○児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に応じて、実施の判断を行う	○児童生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、各校の児童生徒等の実態に応じて、 <u>延期や中止、規模を縮小しての実施</u> の判断を行う
○保護者や地域住民等の外部の方を招いて行う行事等は、オンライン配信等も検討する	○保護者や地域住民等の外部の方を招いて行う行事等は、オンライン配信等も検討する

4 部活動

現在の対応	1月27日（木）からの対応
○活動を行わない（公式な大会等が控えている部を除く）	○活動を行わない（公式な大会等が控えている部を除く）
○公式な大会等が控えている部であっても、活動場所は校内のみとし、活動時間を短縮し、必要最小人数で、昼食を挟まないようにする	○公式な大会等が控えている部であっても、活動場所は校内のみとし、活動時間を短縮し、必要最小人数で、昼食を挟まないようにする
○対外試合や合宿は行わない	○対外試合や合宿は行わない
○公式な大会や演奏会等のみ参加を認める。参加する場合は、直行・直帰が望ましい	○公式な大会や演奏会等のみ参加を認める。参加する場合は、直行・直帰が望ましい